

令和2年

行方市農業委員会

第6回総会会議録

(令和2年6月25日)

令和2年6月25日 行方市農業委員会第6回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第45号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第46号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第48号	現況証明願について
議案第49号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第50号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第51号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第52号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第53号	全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について
議案第54号	農業者年金加入推進について
議案第55号	農地パトロールについて
報告第27号	不動産登記法第105条第2号の仮登録情報について
報告第28号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第29号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第30号	農業委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 平塚 実	4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり
7番 風間 啓次	8番 根本 正義	13番 高塚 利英
15番 方波見 弘子	16番 原 文夫	17番 清水 量
19番 山野 貴司		

3 本日の欠席委員

2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文	9番 小沼 正二
10番 郡司 正彦	11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘
14番 根崎 和枝	18番 横山 司	

4 議事内容

事務局

(開会宣言) 午後3時00分

(会長挨拶)

事務局

皆様、大変お疲れさまでございます。

定刻前でございますが、早速進めていきたいと思っております。

ただいまより令和2年行方市農業委員会第6回総会を開会させていただきます。

総会議事日程第2、会長挨拶、清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

改めましてこんにちは。

今日は、役員会、各部会、続いて総会ということで、大変ご苦勞さまでございます。今回も先月に続いて過半数まで減らしての総会ということで、皆様方にはご迷惑をおかけしておりますが、ご協力をいただいておりますこと感謝を申し上げます。

先ほど、この役員会等で来月の総会はどうしようかというようなことでお話をいただきまして、来月には3密を避けて全員参加の総会に戻していこうかと、何事もなければ、そういうふうな予定でおります。いろいろと皆様方にご迷惑をおかけしておりますけれども、協力いただいて、スムーズに進めてまいりたいと、このように思っております。今日1日よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

(経過報告)

事務局

日程第3、経過報告。別紙6月行事経過報告により説明いたします。ごらんいただきたいと思っております。

5月28日、農業委員会行方地域協議会、理事会。北浦庁舎で清水会長、高塚代理、事務局で出席いたしました。

6月1日、再編地区現地確認。臨時の正副会長と事務局で確認しております。

6月2日、行方市農作物病害虫防除対策協議会役員会。北浦庁舎で清水会長と高塚代理が出席しております。

6月25日、本日ですが、役員会、役員と事務局で行いました。農地部会、農政部会、こちら農地部会委員、農政部会委員、事務局で行っております。また、こちらには載っておりませんが、全国農業新聞の取材ということで、会長と代理が取材を受けております。また、第6回総会ということで、本日の総会でございます。清水会長と原農地部会長代理、また2班の委員と事務局が出席しております。

以上、報告いたします。

(議長の選出)

事務局

日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長と

しての議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(資格審査報告)

議長 ただいまの出席委員は10名、欠席委員は8名ということでございますので、定数に達しております。
したがって、本日の総会は成立することをご報告いたします。

(会期の決定)

議長 本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
異議なし。
議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長 会議録署名人を議長において次のように指名いたします。
13番高塚利英委員 15番方波見弘子委員。

(書記の選出)

議長 総会書記として事務局の寺坂事務局長補佐、藤野係長を任命いたします。

(議事日程報告)

議長 議事日程は別紙日程表のとおりでございます。

(議案の審議)

議長 それでは、議案の審議に入ります。

(議案第45号)

議長 議案第45号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第45号について、説明する(別紙議案書のとおり)。

議長 それでは、今説明がございましたように議案書の朗読は割愛をして、早速審議に入らせていただきます。

1項の調査員より調査の報告を求めます。

15番 15番、方波見です。第1項について調査報告いたします。

申請人は繁昌在住の男性、62歳の方です。渡人は繁昌在住、男性、84歳の方です。申請のあった土地は畑254㎡でして、渡人のほうから、自分は高齢となり、後継者もなく、もう維持していくのは無理となってしまう管理をしてほしいとの話がありました。小さい面積の畑ですが、ちょうど家の裏になっているので家庭菜園によいと思い、所有権移転をお願いしたいということです。何の問題もなく、許可

		相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
6	番	6番、中城です。第2項の調査報告をいたします。 椎名委員さんの案件です。代読いたします。 受人は行方市井貝在住の68歳、農業兼建築業の男性です。渡人は同市井貝在住の82歳、無職の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るため、区分は売買による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする土地は、自宅に近く耕作に便利なためです。20メートル、1分ほどの距離です。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何の問題もなく、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項、4項は関連がございますので一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
6	番	3項、4項、関連がありますので一括で調査報告をいたします。 椎名委員さんの案件です。代読いたします。 3項の受人は、行方市井貝在住の68歳、農業兼建築業の男性です。渡人は、同市井貝在住の66歳、農業の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るため、区分は交換による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする土地は、20メートル、1分と自宅に近く、耕作に便利なためです。 次に、第4項の調査報告をします。受人は、市内井貝在住の66歳の農業の女性です。渡人は、同市井貝在住の68歳の農業兼建築業の男性です。申請事由は、渡人の交換の要望に応じるということで、区分は交換による所有権の移転です。今回権利を設定しようとする土地までは自宅から500メートル、2分です。農機具等もそろっております。以上、3項、4項とも何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、3項、4項とも何の問題もなく、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、原です。5項の調査を報告いたします。

議 長 譲受人は市内小貫在住の農業の33歳の男性の方です。主に季節野菜を中心に9,000㎡ほど耕作しております。譲渡人は、市内小貫在住の85歳の農業の男性の方です。申請事由は、農業経営の安定と規模拡大のため、売買による所有権の移転を申請しているものでございます。農業従事日数も250日以上、農機具もそろい、到達距離は1km、5分ほどであります。許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。以上でございます。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。

6 議 長 次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6番、中城です。第6項の調査報告をいたします。

議 長 受人は、市内船子在住、71歳、会社役員の方です。渡人は、市内行方在住、85歳、農業の男性です。申請事由は、記載のとおり農業経営を規模拡大し、経営の安定を図るためです。区分は、賃貸借権になります。調査の結果、問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。

(議案第46号)

議 長 議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第46号について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

4 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

議 長 それでは、第1項の調査報告を古渡委員さんに代わりまして報告いたします。

この案件につきましては、古渡委員と私が調査してまいりました。

申請人の方は、市内玉造甲に在住する58歳、無職の女性です。申請事由については、自己用住宅地の違反転用の是正となっております。平成2年5月ごろ農地法の許可を得ずに無断で車庫を建ててしまったということで、申請人は大分反省をしておりました。現場は、ちょうど国道354号、北に向かってちょうど玉造中学校の北のところでございます。必要書類としては、顛末書も添付されており、問題なく許可報告をして調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、始末書等の必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9	番
		19番、山野です。小沼委員の案件でございます。代読をいたします。
		2項について、私と小沼委員で調査しましたので、ご報告をいたします。
		申請人は、行方市麻生、無職、76歳の男性です。申請事由は、自己用の駐車場、違反転用の是正になります。二世帯住宅で駐車場が狭く、平成31年3月に農業委員会の許可を得て造成したが、許可なく大きくなった部分は無許可転用の是正のためです。事業計画書、土地改良区の意見書、始末書も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第47号)
議	長	議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第47号について説明する（別紙議案書のとおり）。
議	長	それでは、早速審議に入らせていただきます。
		1項、2項は関連がございますので一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。
7	番	
		7番、風間です。この案件は、根崎委員さんの調査書を代読いたします。
		1項、2項は関連がございますので一括報告いたします。
		この案件は、風間委員の協力を得て調査してまいりました。
		譲受人は、1項、2項とも千葉県柏市の法人代表の男性です。譲渡人は、1項が市内若海在住、52歳、会社員の男性、2項が土浦市在住、40歳の会社員の男性です。申請事由は、譲受人の要望により、転用し太陽光発電設備を行うものです。区分は、1項は売買による所有権移転、2項は地上権設定で申請されたものです。場所は、玉造ゴルフクラブハウスより南西へ250mくらい行ったところ。事業計画書等必要書類もそろってあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、事業計画書等必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、1項、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、方波見です。この件は、横瀬委員の案件ですので、代読をいたします。 3項について、調査報告をします。 譲受人は、千葉県に住む太陽光発電事業を行う46歳の男性です。 譲渡人は、行方市山田に住む68歳の無職、男性です。2人の関係は親族です。場所は、のぞみ保育園の東側となります。申請事由は、太陽光全量売電事業を行いたいというものです。区分は、贈与による所有権の移転です。必要書類も整えており、問題ないものと許可相当と調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、方波見です。4項について、調査報告をいたします。 申請人は、繁昌在住の男性、40歳、農業の方です。サツマイモを中心に12haを栽培している大規模の経営をしている方です。サツマイモの作付面積も多くなり、キアリング倉庫が必要となり、場所を検討し、一番いいと思われる土地が自宅続きの畑で、現在はサツマイモの苗をつくっていた畑に建てたいということになったそうです。この土地は、父名義ですので使用貸借したいとのことです。渡人である父は、息子の希望に応えたいとのことです。何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。区分は、使用貸借となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、問題なく、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査員より調査の報告を求めます。
4	番	4番、内藤です。第5項の調査報告を古渡委員さんに代わって報告いたします。 この案件につきましては、古渡委員と私で調査をしてまいりました。 譲受人の方は、市内玉造乙に在住する32歳、保育士の女性です。譲渡人の方は、市内玉造甲に在住する58歳、無職の女性です。2人の関係は、親子になります。申請事由につきましては、自己用住宅の建築、区分は使用貸借でございます。譲受人は、両親と同居をしたいということで、両親の敷地内に自己用住宅を建築したいということでございました。現場は、国道354号の玉造中学校下のところでございます。必要書類としては、事業計画書、残高証明書等々そろっております。調査

		の結果、許可相当と調査をしまいいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。	
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。(全員一致)	
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。	
議	長	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。	
4	番	4番、内藤です。第6項の調査報告を古渡委員さんに代わって報告いたします。この案件につきましては、古渡委員と私で調査をしまいいりました。譲受人の方は、市内玉造甲に在住する47歳、薬剤師の男性です。譲渡人の方は、市内玉造甲に在住する75歳、薬剤師の男性です。2人の関係は、親子になります。申請事由につきましては、自己用住宅の建築、区分は贈与による所有権移転です。譲受人は、両親と同居をしておりましたが、子供の成長とともに手狭になり、一般住宅をこちらのほうに建築したいということでございました。現場は、国道355号を中に入ったカインズホームセンターの裏側になります。必要書類としては、事業計画書、残高証明書、あと土地改良区の同意書等々整っております。調査の結果、許可相当と調査をしまいいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。	
議	長	調査の結果は、土地改良区の同意書等必要書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。	
全	員	異議なし。(全員一致)	
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。	
		(議案第48号)	
議	長	議案第48号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。	
事	務	局	議案第48号について説明する(別紙議案書のとおり)。
議	長	それでは、1項ごとに審査をします。	
1	3	番	13番、高塚です。第1項の調査報告をいたします。この案件は、郡司委員の担当であります。代わって報告をしたいと思います。この案件について、私と郡司委員で調査をしまいいりました。申請人は、73歳、市内藤井在住、農業の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、行方病院より南へ800m付近で、平成元年ごろから耕作をしておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査をしまいいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議	長	調査の結果は、30年以上前から山林化しており、農地に復元するのは困難であり、非農地証明書を交付することは妥当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	13番、高塚です。第2項について、調査報告をいたします。 現状確認には郡司委員のご協力をいただきました。 申請人は、市内手賀在住、80代、無職の女性の方です。申請事由は、地目変更登記のための非農地証明ということで、平成4年より住宅の敷地に使用しており、農地に戻すことは難しく、固定資産税の評価額証明書、土地改良区の意見書等も添えられており、交付相当と調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	3番	第3項の調査報告をいたします。 この案件は、郡司委員さんの担当であります。代わって調査報告をしたいと思います。 申請人は、78歳、市内西蓮寺在住の無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、西蓮寺のお寺から北へ約1kmのところになります。平成元年ごろから耕作しておらず、現在は原野化している状況でした。農地に復元しても継続した利用が困難と判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。
議	長	調査の結果は、30年以上前から原野化しており、農地に復元するのは困難であり、非農地証明を交付するのは妥当であるというようなことでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
1	6番	16番、原です。4項の調査を報告します。 この案件は、清水会長と調査してまいりました。 申請人は、銚田市内に在住する70歳の方であります。申請事由は、申請人の所有する宅地の進入路の確保のための非農地証明依頼であります。昭和51年より宅地

		<p>進入路として利用していたことも添付の書類で確認でき、また現地も確認しました。非農地証明書を交付してもよいものと調査してまいりました。皆様のご審議、よろしく願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、昭和51年より宅地の進入路として利用しておったというようなことで、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、4項は証明書を交付することに決定いたします。</p>
議	長	<p>次に、5項から9項は関連がございますので一括審議といたします。</p>
4	番	<p>調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>4番、内藤です。第5、6、7、8、9項につきましては関連がありますので、一括で調査報告をいたします。</p> <p>この案件につきましては、古渡委員と一緒に調査をしてまいりました。</p> <p>申請人は、5人とも市内羽生に在住する男性です。願出要旨については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、羽生郵便局から北に300mのところであります。5人とも農地が1カ所に集まって隣接しており、32年以前から耕作しておらず、現況はもう山林化しておりました。農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>調査の結果は、32年以上前から山林化しており、農地に復元するのは困難であり、非農地証明書を交付してもよいというものでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、5項、6項、7項、8項、9項は証明書を交付することに決定いたします。</p>
議	長	<p>次に、10項の調査員より調査の報告を求めます。</p>
7	番	<p>7番、風間です。10項の調査報告をいたします。</p> <p>本件の調査は、根崎委員さんと調査してまいりました。</p> <p>申請人は、市内緑ヶ丘地区在住の男性です。申請事由は、平成2年ごろより申請人の姉の住宅隣りを貸していましたが、宅地及び駐車場として使用しており、現在は前面に樹木が大きくなっていました。添付書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議、よろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>平成2年より宅地として利用ということで、必要な書類も添付がされており、調査の結果は、結果相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全	員	<p>異議なし。(全員一致)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、10項は証明書を交付することに決定いたします。</p>

(議案第49号)

議 長 議案第49号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件
を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第49号について説明する(別紙議案書のとおり)。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。
1項の調査委員より調査の報告を求めます。

8 番 8番、根本です。申請人は、行方市小幡在住の38歳、農業の男性。本年4月より
就農したそうです。家族4人、実習生2人、パート1人ということで、水稲30
a、ハウス50aでチンゲンサイを栽培しています。以前は柏市の会社員でした
が、3月に会社を辞め就農したそうです。補助金の交付申請条件を満たし、本人の
やる気もあり、なめがた新規就農活力応援金は推薦に相応であると調査してまいり
ました。皆様のご審議、よろしく願います。以上でございます。

議 長 調査の結果は、活力応援金の対象者としてふさわしいということでございます。審
議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦
することに異議のないものと決定をいたします。

議 長 次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。

1 6 番 16番、原です。申請人は、市内三和に在住する二十歳の男性の方であります。今
年の3月に県立農業大学校を卒業し、親元へ就農したということです。現在の経営
品目は、水稲、レンコン、エシャレットなどです。規模を拡大していきたい
という話でした。調査の結果、新規就農活力応援金の申請者として問題ないものと
調査してまいりました。皆様方のご審議、よろしく願います。以上ござ
います。

議 長 調査の結果は、新規就農活力応援金の申請者として問題ないということでございま
す。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項はなめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者として推薦
することに異議のないものと決定いたします。

(議案第50号)

議 長 議案第50号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたしま
す。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第50号について説明する。

別紙のとおりということで、資料No.2をごらんください。

2枚目の農用地利用集積計画総括表のほうでご説明させていただきます。

新規設定の田で15件、27筆、3万9,926㎡、畑のほうが6件、13筆、2万2,891㎡、新規の合計といたしまして、21件、40筆、6万2,817㎡となります。

続いて、更新の設定で、田17件、35筆、5万8,625㎡、畑6件、18筆、3万1,275㎡、更新の合計といたしまして、23件、53筆、8万9,900㎡となります。新規、更新の合計といたしまして、田32件、62筆、9万8,551㎡、畑12件、31筆、5万4,166㎡。合計といたしまして、44件、93筆、15万2,717㎡になります。

次のページから農用地当利用権設定一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用権の内容で、期間、賃借料が記載されておりますので、ご確認願います。以上です。

議長 それでは、ただいまの説明内容について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第51号)

議長 議案第51号 行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第51号について説明する。

別紙のとおりということで、資料No.3をごらんください。茨城県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。2枚目の農地中間管理事業総括表のほうでご説明いたします。

新規の設定になります。田が4件、14筆、2万4,052㎡、畑4件、6筆、1万4,464㎡。新規のみで合計といたしまして8件、20筆、3万8,516㎡になります。

次のページから農用地利用集積計画一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認願います。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定については原案のとおり決定といたします。

(議案第52号)

議 長 議案第52号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定
についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第52号について説明する。
別紙のとおりということで、資料No.4をごらんください。
令和2年6月3日付で、行方市長より行方市農業委員会会長宛てに農用地利用配分計
画案に係る意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業
を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により市が公社に提出するもの
で、計画案が20筆、3万8,516㎡です。詳細については、次のページの一覧
表でご確認ください。
なお、議案第51号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行
といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用
配分計画を定め、報告することにより農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付け
るという手続の流れとなります。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決
定については、原案のとおり決定といたします。

(議案第53号)

議 長 議案第53号 全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進についての件
を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第53号について説明する。
別紙のとおりということで、資料No.5を事前に配付させていただきましたが、内容
といたしましては、令和2年度農業委員会会長、事務局長会議資料において、農業
委員及び農地利用最適化推進委員1人当たり2部の新規購読者の確保を図ることと
なりました。普及推進強調月間といたしまして、前期が7月から8月、後期が10
月から11月ということで、農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんと事務
局が一体となって普及推進を図りたいと思います。
新規購読者の申込みですが、緑の用紙で事前に申込書をお配りさせていただいてお
りますが、ご記入いただいたものを預かっていただき、提出してくださるようよろ
しくお願ひしたいと思います。
また、毎年お配りしております普及資材につきましては、来月の総会時に農業委員
さん、推進委員さんにはお渡ししたいと思います。以上です。

議 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員 異議なし。(全員一致)
議 長 異議なしと認め、全国農業新聞「普及推進強調月間」における普及推進について、

原案のとおり決定いたします。

(議案第54号)

議長 議案第54号 農業者年金加入推進についての件を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第54号について説明する。

別紙のとおりということで、資料No.6を、事前にこちらにも配付させていただいておりますが、内容といたしましては、令和2年度の農業者年金推進対策としまして、茨城県におきましては173名の加入確保を目標としております。県のほうで定めた市町村別の農業者年金加入目標ですが、行方市におきましては、今年度加入目標7名ということで設定されております。加入推進目標につきましては、麻生、北浦、玉造をそれぞれ3班に分けて、班20名程度の計60名とさせていただきました。認定農業者を中心とした加入推進名簿を作成しましたので、この方々を中心に推進していただきたいと思っております。

名簿の中には現在受給されている方も入っております。実際受給されている方の後継者ですと理解もあるかなと思っておりますので、参考にさせていただければと思っております。

また、この名簿に関係なく活動していただいても結構ですので、積極的な取組のほうをお願いしたいと思います。なお、この名簿につきましては個人情報となっておりますので、取扱いには十分ご注意くださいと思っております。

加入推進強化月間につきましては、8月から10月、それから11月から3月に設定しておりますので、その期間に委員の皆様におかれましては推進活動をよろしくお願いいたします。

加入推進活動を行いましたら、加入推進記録簿に記入していただきまして、活動状況を報告していただきたいと思っております。以上です。

議長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。(全員一致)

議長 異議なしと認め、農業者年金加入推進について、原案のとおり決定をいたします。

(議案第55号)

議長 議案第55号 農地パトロールについての件を議題いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第55号について説明する。

別紙のとおりということで、資料No.7をごらんいただきたいと思っております。

農地パトロール、今回農地利用状況調査について、7月に実施をするということで提案をさせていただくものでございます。

まず、実施区域につきましては、市内全域、麻生地区、北浦地区、玉造地区、全地区を対象に行いたいと思っております。

実施内容につきましては、1つ目としまして、新たに遊休農地や荒廃農地となっている農地を確認し、再生可能、不可能地と再生困難な農地に判別していきたいと思
います。2つ目として、過去に遊休農地あるいは荒廃農地となっていた農地で解消
となった農地を確認していきたいと思います。3つ目としまして、平成28年7月
に実施しました農地パトロールにおいて判断未了と判断された農地、B分類の農地
につきまして農地、非農地の調査を行うものでございます。1日当たり大体50筆
程度を目標に行っていきたいと考えております。

調査体制につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員という
ことで、班編成につきましては裏面につけさせていただいておりますのでごらんい
ただきたいと思いますが、上から麻生地区、北浦地区、玉造地区、それぞれの日
時、集合場所、担当委員、事務局の担当者の名前が入っておりますので、それぞ
れの期日にパトロールの方をお願いしたいと思います。

結果報告につきましては、非農地判断した農地につきましては第8回総会時に、利
用状況調査につきましては11月から1月の総会時に各地区代表、麻生地区につ
きましては横山農地部会長、北浦地区は原農地部会長代理、玉造地区は根崎委員より
それぞれご報告をいただく予定となっておりますので、よろしくお願
いしたいと思
います。

続きまして、利用意向調査ですが、こちらは事務局で対応いたしますが、再生可
能な農地につきまして11月頃所有者に対して利用意向調査をさせていただ
く予定で
考えております。全筆調査を行っておりますので、その全筆調査で意向を表明し
ていない農地について調査票のほうを発送する予定で考えております。3年
目の全筆
調査につきましては、重複してしまう場合もありますので、今回は意向調査の
方の
対象からは外させていただく予定でいます。以上です。

- 議 長
1 6 番
ここで原農地部会長より報告をお願いいたします。
横山農地部会長がこのたびの新型コロナウイルス感染症対策のため欠席ということで、代わ
って報告いたします。
本日、総会前に農地部会を開催いたしました。農地パトロールにつきまして協議い
たしました。今年も7月に農地パトロールを実施し、市内全域の農地利用状況調査
をすることになりました。各地区の日程及び担当委員につきましては、事務局から
先ほど説明があったとおり資料No.7に記載されておりますので、確認のほどよろし
くお願いいたします。
なお、7月下旬はかなり暑くなると思われま
すので、皆様のご協力をよろしくお願
いいたします。以上でございます。
- 議 長
全 員
長
それでは、審議をお願いいたします。ご異議ござい
ませんか。
異議なし。（全員一致）
異議なしと認め、農地パトロールの実施体制については、原案どおり決定といた
し
ます。

(報告第27号)

議	長	次に、報告案件に入ります。 報告第27号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第27号について説明する（別紙議案書のとおり）。
議 6	長 番	それでは、1項の調査員より調査の報告をお願いいたします。 6番、中城です。第1項の調査報告をいたします。椎名委員さんの案件です。代読いたします。 土地所有者は、行方市小高在住の男性です。仮登記権利者はつくば市在住の女性です。2人の関係は親子になります。お話によると、元気なうちに娘さんに土地を譲りたいとのことで、令和2年4月30日に仮登記がなされました。農地法の許可が出るまでは、所有者が農地として管理する必要があること。今後とも農地法を遵守してほしいと伝えてまいりました。以上です。よろしくをお願いいたします。
議 全 議	長 員 長	ただいまの報告につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。引き続き監視・指導のほどをよろしくをお願いいたします。
（報告第28号）（報告第29号）（報告第30号）		
議	長	次に、報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第30号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明を願います。
事 務 局		報告第28号について説明する（別紙議案書のとおり）。 報告第29号について説明する（別紙議案書のとおり）。 報告第30号について説明する（別紙議案書のとおり）。
議 全 議	長 員 長	それでは、報告案件につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。
（閉会宣告） 午後3時52分		
議	長	これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって第6回総会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。ご協力ありがとうございました。